第４節の３　形態１－６

（網構成）

第 16 条の５　当社の光信号端末回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

（インタフェース仕様）

第 16 条の６　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 25.1 に示すとおりとします。

（その他接続に必要な事項）

第16条の７　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。